

SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

検査マニュアル[中小企業融資編] (それで何が変わるか)

先月末、金融庁から「金融検査マニュアル別冊 - 中小企業融資編 - 」と題する小冊子が公開された。かねてから話題となっていた金融検査マニュアルの中小企業版である。41頁からなる小冊子を早速手に入れて読んでみた。金融庁のスタンスがどう変わっているのか、マニュアルの中味がどう変化したのかに関心があったからだ。

3年前に策定された金融検査マニュアルについては今まで何度か触れてきたが、金融庁は原則としてこのマニュアルに沿って金融機関の貸出先査定(正常先とか要注意先等と区分する)を再査定している。当然にして検査を受ける金融機関もこのマニュアルに従って貸出先の査定を行っている(自己査定と呼ぶ)。その意味で、このマニュアルは、当の金融機関は勿論だが金融機関から融資を受けている債務者側にも大きな影響を与えているもので、双方とも無関心ではいられない代物である。

例えば、このマニュアルに沿って「破綻懸念先」に区分されたとすると、金融機関は無担保部分に70%以上の貸倒引当金を積むことを要求され、当該企業は以降融資を受ける道が事実上閉ざされるばかりでなく最終処理(オフバランス化)の対象となってしまう。そんなことからこのマニュアルについては、その策定時から現在に至るまで様々な意見が戦わされてきた。

その代表的なものは、検査マニュアルは大企業中心の考え方で中小零細企業に一律適用すべきではない、中小企業の実態を無視乃至軽視していてそぐわない、これが貸出増加を阻害している、等で、主として中小零細企業にそのまま適用すると多くの中小企業の債務者区分が下がってしまい資金調達に困難が生じる、というものだった。この不満は、融資を受けている中小企業サイドだけでなく、中小企業が中心顧客である地域金融機関からも出され、政治筋とも結び付いて金融庁に大きな圧力となっていた。そこで(仕方なく(?))中小企業版を作ったという訳だ。

こうして出てきた[中小企業融資編]であるが、中小・零細企業の債務者区分について、その検証

ポイントとして次の事項を挙げている。

(1) 代表者との一体性 - 企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等、

(2) 企業の技術力、販売力や成長性

(3) その他 - 経営改善計画等の策定、貸出条件およびその履行状況、

要は、中小企業の特長(経営と所有の未分離、個人所得法人所得の一体性、個人資産法人資産の一体性)に目を配り、その力量(技術力や販売力等)も軽視せず、財務内容だけでなく実際の返済履行状況を検証して債務者区分を行うべしという内容である。当り前と思えることばかりであるが、別冊では具体的な運用事例として16事例を挙げて解説している。

16事例はかなり具体的に書かれていて興味深いものがあるが、その前に【留意事項】として、これらの事例は、一定の条件下における考え方を示したものであること、検査に当っては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等個々の債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分を行う必要があること、そして実態判断に当っては疎明資料に基づいて確認すること、などと「言い訳」めいたことが書かれている。

ということは、今までは実態的な判断ではなく形式的な基準で査定してきたと云うのだろうか。確かに金融庁検査官はそうだったかもしれないが、金融機関の方は違うと思う。

金融機関側が検査マニュアルに基づいて形式的判断をしてきたというのは嘘だと思う。今までも実態的に見てきた筈であるし、これからも実態で見ていく筈である。問題は、金融庁と金融機関の拠って立つ場所がそもそも異なるところにあるのではないだろうか。

金融機関側は自身が査定した債務者区分を下げまいと検査官と交渉する。金融機関の評価は勿論、営業店の評価、引いては個々人の評価の下げに繋がるので必死となる。一方、検査官といえばそうした金融機関の説明に疑いの眼を向ける。「本当だろうか」そう見る。そして検査現場では、会社の実態ではなく説明力や熱意みたいなものが勝負となってきて、いつの間にか「勝った」「負けた」の世界となる。中小企業版が出来たとて、それが変わるとは思えない。